

◎ 東日本旅客鉄道株式会社 IC カード乗車券取扱規則の一部改正

東日本旅客鉄道株式会社ICカード乗車券取扱規則（平成13年10月公告第24号）の一部を次のように改正し、2024年10月1日から施行する。

改正前	改正後
(前略)	(前略)
<p>(他社線での IC カード乗車券による乗車の取扱方)</p> <p><b>第 59 条</b> 第 23 条の規定にかかわらず、<u>別表第 6 号及び別表第 6 号の 2 に掲げる</u>当社以外の交通事業者（以下「他社」といいます。）が経営する路線（以下「他社線」といいます。）内の IC カード乗車券が利用できる駅及び車両において、IC カード乗車券による乗車等の取扱いを行います。</p> <p>2 Suica 定期乗車券で前項により<u>別表第 6 号の 2 に掲げる他社線を</u>乗車する場合は、当該 Suica 定期乗車券は Suica 乗車券として乗車等の取扱いを行います。</p> <p>3 Suica 企画乗車券で第 1 項により<u>別表第 6 号の 2 に掲げる他社線を</u>乗車する場合は、Suica 企画乗車券に有効な<u>別表第 6 号の 2 に掲げる他社線を</u>乗車する場合を除き、当該 Suica 企画乗車券は Suica 乗車券として乗車等の取扱いを行います。</p>	<p>(他社線での IC カード乗車券による乗車の取扱方)</p> <p><b>第 59 条</b> 第 23 条の規定にかかわらず、<u>別に定める</u>当社以外の交通事業者（以下「他社」といいます。）が経営する路線（以下「他社線」といいます。）内の IC カード乗車券が利用できる駅及び車両において、IC カード乗車券による乗車等の取扱いを行います。</p> <p>2 Suica 定期乗車券で前項により<u>別に定める当社以外のバス事業者の路線（以下「他のバス事業者線」といいます。）</u>に乗車する場合は、当該 Suica 定期乗車券は Suica 乗車券として乗車等の取扱いを行います。</p> <p>3 Suica 企画乗車券で第 1 項により<u>別に定める他のバス事業者線に</u>乗車する場合は、Suica 企画乗車券に有効な<u>別に定める他のバス事業者線に</u>乗車する場合を除き、当該 Suica 企画乗車券は Suica 乗車券として乗車等の取扱いを行います。</p>
(中略)	(中略)
<u>別表第 6 号（第 59 条） IC カード乗車券が利用できる交通事業者（鉄道）</u> <u>(表省略)</u>	<u>(削る)</u>
<u>別表第 6 号の 2（第 59 条） IC カード乗車券が利用できる交通事業者（バス）</u> <u>(表省略)</u>	<u>(削る)</u>
(以下略)	(以下略)